

## 《「男女雇用機会均等法」施行30年》



### 山形労働局長が「マタハラ」禁止について チラシ配布活動を実施 ～6月は男女雇用機会均等月間です～

厚生労働省では、昭和61年から男女雇用機会均等法が公布された6月を「男女雇用機会均等月間」と定め、職場における男女均等について、労使を始め社会一般の認識と理解を深める機会としているところです。

本年は、社会的な問題となっている、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い（マタニティハラスメント、通称：マタハラ）の禁止を中心として、均等法令等の一層の周知徹底に取り組んでいます。

山形労働局では平成27年6月3日、山交ビル前で局長と雇用均等室職員による「マタハラ」禁止啓発チラシの配布活動を実施し、均等法により妊娠・出産等による解雇や不利益な異動、減給、降格などの不利益取扱いが禁止されていること、また、そのような取扱いについての相談窓口が当局雇用均等室になることについて周知しました。

当局では、今月間において引き続きさまざまな機会を捉えて均等法令の周知を図っていきます。

